

# 富士整形外科病院居宅介護支援事業所

## 運営規程

### (事業所の目的)

第1条 医療法人社団英志会が開設する富士整形外科病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 運営の方針は、次のとおりとする

- 一 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。利用者は担当の介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることを可能とします。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。利用者は担当の介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に記載されている事業所について、位置づけた理由を求めることを可能とします。
- 三 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名所等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 事業所の名所 富士整形外科病院居宅介護支援事業所
- 二 事業所の所在地 富士市錦町1丁目4番23号

### (従業者の職種員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- 一 管理者 1名 【常勤、介護支援専門員と兼務】  
管理者は従業者及び利用者に係わる調整など業務の管理を一元に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員 1名 以上  
介護支援専門員は利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定介護予防支援事業者又は他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日までとする。(ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。)
- 二 営業時間は午前8時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容、手続きの説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

介護支援専門員は定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等の評価を通じてその課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者宅等とする。
- 二 使用する課題分析票は日本介護福祉会方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、事業所の相談室、利用者宅、その他必要と認められた場所とし、随時開催する。
- 四 利用者への訪問頻度は1ヶ月に1回以上とし、利用者に面接する。
- 五 主な支援内容：居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定介護予防支援事業者又は他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。
- 六 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、運営規定の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 七 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成に当たって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等にき説明を行い、理解を得るものとする。
- 八 事業所は、定居宅介護支援の提供に当たり、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行うものとする。

(利用料等)

第7条 利用料等は次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。また、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

- 1 通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 200円 (片道 or 往

復)

2 通常の事業実施地域を越えた地点から片道 5k m以上 10k m未満 400 円 (片道 or 往

復)

3 通常の事業実施地域を越えた地点から片道 10k m以上 600 円 (片道 or 往

復)

- 二 前項の交通費の支払いを受ける場合には、利用者に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、富士市、富士宮市とする。

(運営についての重要事項)

第 9 条 その他の運営についての重要事項は次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を確保すると共に業務体制を整備する。
- 二 従業者は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。ただしサービス担当者会議その他、事業の推進を図る上でやむを得ない場合は、事前に利用者又は、その家族の同意を得たときはこの限りではない。
- 三 従業者であった者に、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は医療法人社団英志会と事業所の管理者の協議に基づいて定める。
- 五 利用者は医療機関へ入院する際には、担当の介護支援専門員について、事業所名・担当・連絡先を入院先医療機関に情報提供する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 10 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項を次のとおりとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則 この規定は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 14 年 2 月 8 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 1 月 29 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。